

令和6年1月12日
中部近畿産業保安監督部

嵩山湯巻鉱山に対し嚴重注意を行いました

中部近畿産業保安監督部は、令和5年1月17日に嵩山湯巻鉱山にて発生した鉱山道路からの車両系鉱山機械転落により死亡した災害に関し、鉱山保安法に違反することを確認しましたので、令和6年1月12日に鉱業権者である三嶽鉱山有限会社(法人番号3180302015964)の代表取締役(保安統括者)に対して、法令を遵守し、保安の確保に万全を期すよう、嚴重注意を行いました。

1. 災害の概要

令和5年1月17日、愛知県豊橋市に所在する嵩山湯巻鉱山(鉱種：石灰石)において、鉱山道路の路面を車両系鉱山機械(ホイールローダ)で整備していた鉱山労働者が、鉱山道路から約17m下の採掘ベンチまでホイールローダごと転落し、死亡に至りました。

2. 本災害について当部が立入検査を実施した結果、保安の確保に関し、次の鉱山保安法令違反が確認されました。

- 災害の発生した鉱山道路は幅員及び縦断こう配が適切でなかったほか、車両の転落のおそれがあったにも関わらず、ガードレールや石積みなどの転落防止設備を適切に設けていなかった。

(鉱山保安法第12条に基づく、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第16条第2項第1号及び第2号)

3. このため当部は、嵩山湯巻鉱山に対し、今後このような災害を二度と発生させないよう、違反に至った背景を含めて違反事実を深く反省し、関係法令を遵守して、再発防止のため万全の対策を講じるように指導致しました。

[本件に関する問い合わせ先]

中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課

鉱山保安課長 鈴木

担当者 土屋・岩崎

TEL 052-951-2561

FAX 052-961-8578

参考となる鉱山保安法令（抜粋）

○鉱山保安法

（施設の維持）

第十二条 鉱業権者は、保安を確保するため、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令

（鉱山道路及び坑道）

第十六条 鉱山道路及び坑道の技術基準は、第三条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 鉱山道路については、次のとおりとする。

- 一 鉱山道路の構造は、当該鉱山道路の存する場所の地形、地質、気象その他の状況及び当該鉱山道路における車両系鉱山機械又は自動車の走行状況を考慮し、安全なものであること。
- 二 鉱山道路には、道路標識、転落防止設備その他の保安設備が適切に設けられていること。

3 以下略